

〔照屋仁士議員 登壇〕

○8番 照屋仁士君 それでは午後の一般質問に移りたいと思います。新型コロナウイルスの影響により、町内も各学校が休校措置を取るなど、行政当局の皆さんにおかれましては、さまざまな検討、そして速やかな実行ということで大変だったと思います。また、あわせて町民の皆さんの生活には、現在でも大きな影響が出ております。一日でも早い事態の終息を願いつつ、私たち一人一人にできることをそれぞれに取り組んでまいりたいと考えます。さて、前回も時間オーバーで、質問が途中で切れてしまいました。時間内で終われるよう、簡潔に要点を絞って質問しますので、執行部の皆さんにおかれましては、時間制限がありませんので、この議会中継を見ている視聴者の皆さんがわかりやすいよう、丁寧な説明をご配慮いただきますようお願い申し上げます。

1点目に、神里ふれあい公園に健康遊具と東屋を、です。公園は、言うまでもなく地域の憩いの場としてだけでなく、町内外からも利用者が訪れるなど、にぎわいもある身近な施設であります。また、ウォーキングやグラウンドゴルフといった健康づくりの一端も担い、医療費抑制にもつながっているかもしれません。町民の求める公園整備の観点から質問します。(1) 町が管理する公園で、健康遊具と東屋が整備されている公園はどこか。またその目的は何か。(2) 町内の公園にはできる限り東屋を整備し、過ごしやすく、健康遊具設置でより多くの世代が利用できる環境を整えてほしいがどうか。お願いします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の神里ふれあい公園に健康遊具と東屋をの(1)についてお答えします。健康遊具と東屋が整備されている公園は、本部公園、宮城公園、黄金森公園の3公園です。健康遊具の目的は、いつでも気軽に個人の体力にあわせた運動が可能で、日常生活での健康づくりを主な目的として設置しております。東屋の目的は、公園内で休憩などをする目的として設置しております。

(2)についてお答えします。公園内の東屋及び健康遊具は、公園事業の国庫補助金を受けて設置したものです。公園事業が完了した公園では、東屋、健康遊具のみを設置する公園事業での補助項目がありません。町単独費での設置となると多大な費用がかかるため、別の補助金等で整備事業があるか検討してまいります。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 健康遊具と東屋について、その設置の目的を答弁いただきました。そしてまた、町内の公園でも、あるところとないところがある。この答弁からいくとそのように見えます。やはり必要があつて設置されていると思います。また、必要があれば、町民の

要望にも応えていただきたいと思います。それぞれ、町内には、今答弁された公園以外にも、町が管理する公園がありますけれども、それぞれどんな要望等があるか、教えていただければと思います。

○議長 知念富信君 都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 それではお答えします。今、質問にありました町内の公園においての要望等であるのですが、今現在において、特に要望とかはございません。ただ、前回の議会の一般質問の中で、ドッグランが公園内でできないかという要望等がありました。それ以外に関しては、特に要望等、問題点に関しては、各公園とも、本部公園に関しましては、平成2年に開園となっています。開園して20年ぐらいになるものですから、黄金森総合公園においても、今、事業化をしてはいるのですが、施設の劣化等による整備、この事業に関しては長寿命化計画を立てまして、整備しまして、再整備というか、そういう事業でやるというのを目標にやっています。ただ、遊具に関しても、問題点というかどうしても年数がたったら、耐用年数とかの問題で、劣化とかの危険度が増すものですから、その辺を、令和3年から長寿命化計画を入れまして、また再整備に向けて事業化するという感じで考えております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 できるだけ、公園と言っても、用途とか補助事業によって設備に差があるわけですから、是非とも地域の要望を酌みとっていただきたいという趣旨です。そういったところでいくと、今言ったような再整備ということもありますけれども、その中で、もともとなかったものも、そして必要なくなったものもあるかもしれません。そういったところでは、町民の要望を聞いてほしい。そういう趣旨で質問をしていますが、そのような考えでよろしいですか。

○議長 知念富信君 都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 お答えします。先ほど申しました長寿命化計画の中で、再整備ということになりますと、現在ある遊具の取りかえというか、今あるものに対して、同じようなものを置くという基準がありまして、例えば、当初からないものに対しての長寿命化で新しいものをやるという事業はございません。答弁にもありますとおり、補助事業のほかの交付金等で、東屋だったりとか、健康遊具を、要望があれば設置できるようなメニューを検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今あるメニューと、今後検討できるメニュー、それも含めてのお願いですので、そういった中で、各地域の公園、これからも地域によって事情があると思います。例えば、私の地元でいくと、神里ふれあい公園ですけれども、現在、東屋も健康遊具もあります。そういった中で、ウォーキングコースとか新しい子供の遊具は整備していただきました。やはり未来に向かって、できるだけ地域の要望をかなえてほしいという趣旨で、例えば神里ふれあい公園に東屋、健康遊具を設置できないか、検討いただけませんか。

○議長 知念富信君 都市整備課長。

○都市整備課長 宮城良武君 お答えします。質問の中の(2)でも回答していますとおり、東屋とか健康遊具に関しては、1貴当たりの費用が大分かさむものですから、回答の中にもあるように、補助事業のメニューを確認しながら、できるだけ要望に応じていきたいと思っております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 すぐにとということではありません。当然、メニュー、効率、さまざまな要望、これは町内各地で状況が違うと思いますので、是非とも地域の要望を聞いていただきたいと思います。

次、大きい2番に移ります。借金財政は好転したかであります。この3月定例会は、非常に大きい新年度予算を扱う予算議会であります。昨年にも増して厳しい予算審議をしているなど実感するところであります。また町長は、先頭に立って身を切る姿勢を示していますが、それでも町民へは丁寧な説明が求められます。それは当然、私たち議会も同じであります。さまざまな事業の見直しや補助の削減に対し、町民からたびたび疑問の声が上がり、その都度、私たちも説明をしておりますけれども、果たして、町民の求める行政運営に近づいているのだろうか、そういったことがまだ道半ばだだと思います。その進捗について伺いたいと思います。(1)中期財政計画が2017年11月に示されました。現在、計画に基づいた緊縮財政が続いています。そもそもこの計画の背景と目指すものは何か。(2)課題と目標として、国保の赤字解消、歳出削減、新たな自主財源の確保が挙げられています。それぞれ解決・達成する見込みかどうか伺います。(3)この計画の一番の問題点は、財源の確保だと考えます。具体的にどう取り組むかお答えください。以上3点お願いします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目の借金財政は好転したか。(1)についてお答えします。中期財政計画策定に至った背景は、子育て支援や福祉などの扶助費が急速に増大する

など、義務的経費の増が見込まれる中、国民健康保険特別会計の累積赤字が、平成 29 年度末で 16 億円を超える見通しとなったことから、計画的に赤字解消を図るため策定しております。

(2) についてお答えします。中期財政計画の柱である国民健康保険の赤字解消については、平成 30 年度までに 13 億 8,700 万円の解消を図りました。歳出の削減については、内部的経費の削減や優先度の高い事業の選択などを行ってまいりました。自主財源の確保については、ふるさと納税の推進や町有財産の貸し付けなどで成果がありました。

(3) についてお答えします。まず、徴税については、現在県内でも高い徴収率を維持しておりますが、今後も徴収率向上と水準の維持を図り、自主財源の安定確保に取り組みます。また、ふるさと納税の推進や南風原南インター周辺土地利用計画の推進など、地域・企業の活性化や企業誘致につながる取り組みの強化、さらに民間を活用した保有資産の有効活用やネーミングライツなどによる、新たな自主財源の確保に向けて取り組んでまいります。以上です。

○議長 知念富信君 8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 それでは、財政のもので、町民の皆さんには非常にわかりにくい点もあると思いますので、一つ一つ確認していきたいと思います。また、この定例会、施政方針とあわせて中期財政計画以降の、その期間は重なっています。第 3 次財政健全化計画、これも出されました。本来であれば、これに含まれている内容が多々あるのかなと思いますけれども、質問当初は、中期財政計画でやっていますので、含まれているものは含まれている、こうするものはこうするというふうに答えていただければと思います。まず最初に、中期財政計画でいきますと、8 ページ、9 ページには期間中の主な事業一覧ということで、このように表があるんです。その中には、国保の赤字にかいする繰出金、期間中継続 6 億 8,700 万円とか、また、伝統工芸後継者育成事業は平成 33 年までとか、期間と数字が書かれています。この期間と数字については、第 3 次健全化計画には載っておりません。もともとこれの意味するところ、それはどういうことなのか、少し教えていただけますか。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。中期財政計画期間中における主な事業一覧で、この期間計画は、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間で、今おっしゃられました部分については、平成 33 年度で終わる部分については、それまでの合計金額で、5 年間にあるのは総事業費の合計の見込み額となっています。以上です。

○議長 知念富信君 8 番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ここでは、さまざまな区長会の事務委託事業とか、団体への補助金とか、各種事業が書いてありますけれども、第3次健全化計画ではこれがなくなっています。これは生きているのですか、いないのですか。教えてくださいませんか。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 この事業一覧における5,000万円以上の事業としてやっています事業については、継続という形になっています。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは、詳細についてはたくさんありますので割愛したいと思いますが、そもそも、中期財政計画が立って、これは5年計画なのですが、2年も経過した後、すぐにまた新たな計画が発表されています。期間は、第3次財政健全化計画は3年ですので、ちょうど中期財政計画の終わりと重なるわけですが、そもそもこの中期財政計画、1ページのはじめにというところを見ると、なぜこれをつくらないといけなかったかということが書かれています。地方財政は、社会情勢の変化や地方財政制度の動向などにより大きく左右されますという記載があります。子育て支援や福祉などの扶助費が急速に増大している等の記述もあります。また、本町においてはインフラ整備に伴う町債の発行が高水準で続いたともあります。この文面を読むと、もっとも聞こえますけれども、しかしながら、その選択をしてきたのは行政でありまして、また、それを認めたのも私たち議会にあります。つまり、その上でこの部分から読み取ると、そうは書いているけれども、これまでの財政政策、立て直すための計画をつくらないといけなくらい、失敗だった、そのようにも読み取れるわけですが、いかがですか。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。人口増加に伴う扶助費の増加やインフラ整備に伴う町債発行の増は他市町村も同じ状況であります。町民サービスの向上を目指し、地方財政制度の動向に注視しながら、各事業に取り組んでおります。本町の厳しい財政状況の要因としては、国民健康保険の制度改正に伴う累積赤字によるもので、財政政策の失敗ではないと認識しています。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今、国保の赤字を挙げていただきましたけれども、制度的な問題としてきました。国保の累積赤字は平成29年度末に16億円を超えました。私たち議会も、そ

の制度的問題ということを理解した上で、制度改正への裏づけとして、赤字の見える化を容認してきました、しかしながら、結果として、一般会計から繰り出して、結局返さないといけない。国による措置はわずかしかなかったわけです。全額解消に至らなかった。そういったことを踏まえると、結果としては間違ったと。町民の皆さんにわかりやすく言うなら、判断を間違っていた。そのようなことが言えるのではないのでしょうか。見解を教えてください。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。沖縄県では、沖縄戦の影響で前期高齢者の割合が全国より極端に低くなっているため、結果的に制度への加入者が少なくなり、前期高齢者の割合に応じた交付金が全国より少なくなっています。このような状況を明らかにし、制度改正を要請するための手法であったと認識しています。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 見解の違いだと思います。私は正直に、私も制度的と思っていたけれども、結果的には返さないといけなくなった。ですから、これまでのやり方、結果ですよ、結果は間違っていたと認めないといけないのではないかと思っています。そもそも、今言う中期財政計画が、そういった過去の反省に基づいて、今後改めていく、そういう姿勢じゃないといけなかったのではないか。そういったことでは、この第3次健全化計画に生かされていると思いたいのですが、やはり反省のもとに新たな計画、実行をしていく、そういった姿勢が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。今回、中期財政計画を見直して、第3次健全化計画に至った経緯につきましては、今後、新たに負担が見込まれる事業として、会計年度任用職員制度導入による人件費の増であったり、東部消防庁舎建設等に伴う負担金の増、そしてもろもろの扶助費等の増が見込まれたものですから、中期財政計画を改正して、新たに第3次健全化計画を同じ期間でという形で改正したものであります。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 繰り返しですけれども、この厳しい財政状況下を、どうやって町民の皆さんに理解していただくか、そういった視点で質問をしています。行政側の立場は非常にわかります。しかしながら、私は、反省すべきは反省して、具体的な取り組みを進めるべき

だという観点で言っていますので、認識が違うところはしょうがないと申し上げたいと思います。

2点目に移りますが、国保の赤字についてもありました。どのように解決していくのか、これが課題であります。施政方針では、令和元年度で赤字は解消するとあります。しかしながら、昨年度の税率引き上げも、この税率改正という読み方一つとっても、町民の皆さんにとっては上がるのか、下がるのか、そういったことが見えにくい、実際にどれぐらいになるんだ、もちろん試算も出していただきました。やはり、そういった中でも町民の理解が進んでいるとは、私もなかなかまだ足りない部分があるという観点です。今回以降の赤字解消についても、ぜひ町民の理解を得ながら、税率の改正、これから検討されるわけですから、そのように理解を得られるような進め方を再度工夫していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。税率改正につきましては、これまで同様に、毎年検証していき、毎年試算シミュレーションの後に判断を下していくということになります。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今、(2)の個別の課題に移っていますが、かみ合っているような、かみ合っていないような、よくわからないのですが、1点ずつ、もう一個確認をしていきたいと思います。この中期財政計画の6ページ、7ページからいくと、歳出の削減という点で幾つも挙げられています。まず1点目に、個別、具体的なことで聞きたいのですが、人件費の抑制について、何を幾ら削減したのか教えていただけますか。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。人件費の抑制については、令和元年度より町長の給料20%、副町長、教育長の給料を10%削減し、339万4,000円の削減、管理職手当を50%削減し、659万3,000円の削減、職員の時間外勤務手当を50%削減し、2,463万円の削減、特殊勤務手当支給停止による66万7,000円を削減し、合計で3,529万4,000円の削減となっています。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 次に、建設事業費についてはどのような抑制がなされたのでしょうか。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 事業の優先度等を加味して、平成30年度予算と令和元年度の予算との比較では、普通建設事業で4億1,119万6,000円の減となっています。その中で、町道5号線道路整備事業を凍結したのも入っております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 扶助費の見直しについては、どのような部分があったか教えていただけますか。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 令和元年度、今年度ですが、医療費助成事業において、入院食事療養費の廃止、条例等の改正を行いました。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 次に、補助金の適正化ですけれども、現状の予算措置がこれからも続く、もしくはもっと削減していく、どのようなお考えですか。教えてください。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。既存の補助金については、長期固定化にならないよう、補助金の当初の目的、効果、重要性等を精査し、必要に応じて見直しを行うということを考えています。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 事務事業の見直しについてはどう進んだのか、効果と金額、あれば教えてください。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 事務事業の見直し等についてですが、例を挙げますと、平成 30 年度に町社協に委託していました栄養改善事業委託につきましては、予算ベースで 747 万円でした。平成 31 年度に民間委託という形で、食の自立支援サービス事業として、予算額で 350 万 4,000 円、効果額としては 396 万 6,000 円の減額になっています。以上です。

○議長 知念富信君 8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 次に、業務改善による経費削減の具体例と削減金額についても教えていただけますか。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。ペーパーレス化の徹底や、事務用品等の再利用、また公用車のリース、電力の入札導入により、電気料の削減を図っていきます。具体例としましては、統計はえばる等の電子化等により、40 万円の削減があります。以上です。

○議長 知念富信君 8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 新たな財源については、町有財産の有効活用をした新たな自主財源と記されていますが、具体的に教えていただけますか。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。新たな財源の町有財産の有効活用ですが、機能を失った里道等の売却、町が保有する未利用地の売却や貸し付けの検討、黄金森公園については、ネーミングライツの導入と自主財源の確保に取り組みます。例としましては、津嘉山区画整理地内にある町有財産を民間事業所へ駐車場として貸し付けし、年間 462 万 6,000 円の歳入を見込んでいます。以上です。

○議長 知念富信君 8 番 照屋仁士議員。

○8 番 照屋仁士君 今、さまざまな課題の状況を説明していただきました。今質問をしたのは、全て中期財政計画で掲げている内容ですので、町民の皆さんにこういった努力をしていく、そういったことを、答弁の分析は後でしますけれども、町民の皆さんに知らせたい、そういう趣旨からお伺いをしました。是非とも、今言った内容、第 3 次財政健全化計画にも引き継がれていると思いますけれども、3 点目に移ります。

今、進めてきた中期財政計画も、やはり一番の問題点については、最後に言った財源の確保だと考えます。前に質問で述べた3点について、私なりに提言をしたいと思いますが、それぞれについて見解をお答えいただければと思います。まず1点目の国保の赤字解消ですけれども、保険料の値上げについては、やむを得ないものだと私も理解をしております。しかしながら、先ほども言いましたとおり、説明が不十分と言わざるを得ません。税額が低くなる可能性がない以上、納税者の立場に立って、しっかりと根上げですと説明をすべきだと思います。赤字解消の具体的な取り組みとしては、現在ありますとおり、社保加入へ移行できる保険者がいないのか、さらに調査を進める。また、保健師と保健指導、非常に有効だと思います。それを倍にふやすとか、人数をふやす、そういった積極的な対応、またジェネリック医薬品についても記述がありますけれども、その効能や効果、しっかりと紹介をして、町の財政試算と合わせて、皆さんの利用がジェネリックに変わるだけでどれだけ変わります、そういった説明をすべきだと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長 知念富信君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。国保税の税改正説明につきましては、平成31年2月から、町の広報はえばるに、グラフや新旧対照表などを用いて、わかりやすく説明しております。2月号から6月号まで、合計5回、5カ月連続掲載して説明しています。またホームページにも同様に、わかりやすいようなグラフを用いて説明しております。また今回、窓口での国保税の相談を見ても、税改正による、税改正を根拠とした窓口の件数が、ほぼなかったことから、町民に対しては十分説明が浸透していると考えています。

次に、社保加入へ移行できる保険者につきましては、国保の適用適正化事務の中において、日本年金機構からリストをいただいて、協会けんぽ対象者については、国保を喪失するよう促す取り組みを行っております。

次に、保健指導につきましては、本町の保健指導率は県内でも上位に位置しておりまして、この保健指導につきましては、今後とも継続して取り組んでまいります。

最後にジェネリック医薬品の効能、効果につきましては、沖縄県全体の傾向なのですが、ジェネリック医薬品に置きかえることができる医薬品につきましては、その使用率が、沖縄県は47都道府県で1位にありまして、南風原町も沖縄県と同水準を維持しています。以上のことから、ジェネリックにつきましても、本町の被保険者は十分活用している。またこれも引き続き取り組んでまいりますし、また、ジェネリックにつきましては、窓口で被保険者証を交付する際には、説明した後、シールを張ってお渡しするという通して、なるべく多く使用するように取り組んでいます。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 繰り返しになりますが、釈迦に説法ですけれども、引き続きやっているものはやってくれという提言ですので、是非ともお願いします。また、第3次財政健全化計画にも反映されている部分は、そこもお知らせいただければと思います。

次に、2点目の歳出削減についてですけれども、まず、人件費です。着目すべきは、残業の削減であって、人の削減であってはならないと思います。会計年度任用職員においても、南風原町については適正な移行が行われたと思いますが、業務の見直しや効率化については、やはりもっと見える形でやってほしい。さらに、投資的、町が発展するために必要な投資的なマンパワーが減らないことが必要だと考えます。建設事業については、まず1番に、先ほどもあります投資的な効果、これをつくることによってどういった産業が生まれる、そういったことを財源化も含めて数値で示すべきだと思います。また、扶助費の見直しについては、これまで積み上げてきた歴史があります。それを削減する場合、素直に我慢をしてほしいと。財政状況だからしょうがない、こういう説明は必要だと思います。さらに、補助金の適正化についても、繰り返しですけれども、さまざまな団体があります。その方々の役割が終わったのかどうか、これからも、町が発展のため、協働のまちづくりのために、頑張ってください、そういった効果がないのかどうか。そういった検証が先で、その上で、その検証をその対象者の方々にも示していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。人件費の抑制については、効率的な組織編成や職員配置を行うことにより、住民サービスの低下につながらないよう努めてまいります。普通建設事業費については、事業の目的、効果、緊急性、重要性を精査し、優先順位をつけて事業を実施していきたいと考えております。扶助費については、他市町村で実施していない既存の町単独事業について、内容を精査し、事業の廃止や見直しを行います。また、他市町村と支給条件が異なる事業についても、内容を精査し、見直しを行いたいと考えております。各補助金についても、補助金が長期固定化されることのないよう、目的、効果、必要性を精査し、随時見直しを行いたいと考えております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 たくさんありますので、個別には言いませんけれども、次に3点目です。

新たな自主財源の確保についてです。ネーミングライツや里道の処分など答弁をいただきました。しかしながら、繰り返しになりますが、やはり自主財源の中で、町の使う財源、どのように投資をして何が戻ってくるのか。現在、土地利用の見直しも進められてい

ます。そこから生まれる税収と財政効果を、試算を、まずあるべきだと思います。また、入札発注に関しても、町内企業優先と言っております。町内企業それぞれの納税額や、町内従業員による納税額、固定資産税と、どのように生み出しているのか、分析すべきだと思います。これまで、分析できるという答弁をいただいています。その中で、どのような町内企業を優先していくべきかが見えてくるのではないのでしょうか。

次に、財源の問題です。依存財源を見直さなければなりません。特に建設事業に言えますけれども、補助率ありきではなく、何を生むのか。投資効果を優先すべきです。望むものが実現するかのようなミスリードを、決してしてはいけません。国・県の支出金の内訳の分析や、交付税措置にまどわされない借金を抑制すべきであると考えます。いかがお考えでしょうか。お答えください。

○議長 知念富信君 企画財政課長。

○企画財政課長 与那嶺秀勝君 お答えします。参入する企業の形態によって変わってくるため、税収の試算はできませんが、土地利用を見直し、企業誘致を推進することは、法人町民税、固定資産税等の税収が見込め、財政基盤が強化されるとともに、地域活性化にもつながると考えております。なお、企業誘致を優先する、企業を選定するための町内企業の個別の納税額や固定資産税の情報は、目的外使用になるため、分析はできないと考えております。普通建設事業の実施については、先ほどの繰り返しになりますが、事業の目的、効果、緊急性、重要性を精査し、優先順位をつけて事業を実施していきたいと考えています。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 さまざまな私なりの提言ですけれども、できるもの、できないものがあると思います。しかしながら、やはり財政を立て直していかないといけない、町民に説明していかないといけない、そういったことがこの質問の趣旨ですので、ぜひとも進められるもの、丁寧に説明をしながら進めていただきたいと思います。

最後に申し上げますが、先ほども寛諄議員の質問にもありましたが、ミスだったり、不祥事による無駄な財政負担は決してあってはなりません。今回、職員の懲罰、懲戒処分が出されました。とても残念なことであります。しかしながら、責任の所在を明確にし、町民の納得する処分が行われなければ、行政に対する信用も理解も得られないものだと思います。今回の事件では、残念ながら、新たに発生した費用もあります。その処分内容もそれぞれによってあります。そういったところを、町民に理解できるように説明していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 今回のミスにつきましては、大変申しわけございません。町民の皆様にもお詫び申し上げます。今後はこういったことがないように、また、説明責任を十分果たして、行政運営をしてみたいと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 処分についてもホームページでは公表されていますし、これまで、なかなかそこまで踏み切ってこれなかったのを明確にしたという点では、私も評価をしています。しかしながら、この逼迫した財政状況の中で、新たな負担がふえている、そういったミスによって費用負担が生じている。これは確かなことですね。去る議会の中で私も質問をしましたが、そのことについても、やはり費用負担、減らすべきところを減らすだけではなくて、ミスをしました、これだけ費用が発生しましたと、そういうこともあわせて説明するべきだと思います。その点についていかがでしょうか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 臨時議会、また今回の議会、また全員協議会等にて、民生部長から、多分金額については説明があったかということで認識しております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 説明は確かにあったと思います。私も聞きましたし、答弁もいただきました。でも、繰り返しですけれども、やはり町民の皆さんにわかっている、聞かれたから答える、そういう姿勢ではだめじゃないですか。やはり負担を求めている、削減を求めている、そういうところをともに共有して、それが協働のまちづくりだと思います。やはり町民の皆さんにも費用負担が出ている。それは私たちも、議会の役割ですから、明らかにしようとする。でも、行政もその立場として、生まれた費用負担については説明する、そういった姿勢でいいかということを知っている、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 今後も、町民へのわかりやすい説明について心がけて行ってみたいと考えています。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ともに、私たち議会も、町民への説明責任を持っているわけです。是非ともそういった姿勢を持って、ともに取り組んでいければとお願いを申し上げます。

大きい3点目に行きます。2・24県民投票の結果をどう考えるかであります。2019年2月24日に行われた県民投票から1年余りが経過いたします。しかしながら、県民投票が行われた直後から、民意を無視した土砂投入は強行され、ふくらみ続ける予算や工期、軟弱地盤による影響までが明らかになりました。また、議会においても辺野古新基地建設をめぐる陳情が寄せられていますが、1年近く継続審議とされ、いまだ本町議会の意思を示すには至らない状況にあります。そのような中でも、県民投票で示された本町の民意は、粘り強く辺野古新基地建設に反対を続けております。今回、新たに提出された陳情も、この1年を振り返り、町民県民が示してきた民意に、私たち政治がどう答えるのかということが投げかけられているように感じます。その観点から町長に見解を伺います。昨年2月24日に実施された「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票」の経緯と結果について、町長の見解を伺います。2点目に、県民投票で示された民意に対し、町長はどのように行動したか、また今後どう取り組んでいくのか。町長の言葉で示していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項3点目の2・24県民投票の結果をどう考えるか。(1)についてお答えします。県民投票の経緯については沖縄県知事に対して直接請求に必要な有権者の署名が集まり、県議会にて可決を経て県民投票が実施されました。結果については、新基地建設反対の民意が示されたものだと考えます。

(2)についてお答えします。民意は既に示されており、今後は県民投票の結果を踏まえて、政府と沖縄県において協議がなされると考えております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは経緯についても触れていただきました。その中で、その経緯をどう考えるかというところで、直接請求に必要な署名、これは県内でも多くの若者が街頭に立ち、署名活動で県へ直接請求をしました。予想を上回る署名数が集まって、県が条例制定をします。そういった中で、県内8市町村では、この議会において投票予算が否決されました。さらに5市が県民投票の不実施を表明しました。そういった中で、ハンガー・ストライキを行う青年があらわれるなど、さまざまな状況を鑑み、県議会が三択案へと条例を修正しました。結果、全市町村で県民投票が実施され、その民意が示されたと思っております。町長、

この経過を見ると、議会や首長の選択、そういった意思が大きく住民の選択を左右すると私は思いますが、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 それではお答えいたします。ただいま仁士議員がご質問なさいましたように、8市町村が実施しないとか、予算化しないとか、あるいはまた5市がそういうことだったということは、私も承知をいたしておりますけれども、本町といたしましては、やはり県議会のほうでそういったことが決まったということがもうわかっておりますので、当然それは予算化すべきだし、またきちんと実施すべきだと。実際、そのようにやってきたつもりでございます。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 町長のおっしゃるとおりです。南風原町は、粛々と県議会の議決のとおり、また条例が変更されてもそのように実施してきたと。それは行政事務として適切だったと思います。この県民投票に、さきに述べたとおり、多くの署名が集まるなど、たくさんの県民の皆さんの思いが込められているものだと思います。私も、投票だったり、その投票を呼びかける活動においても、県内で、理不尽に分断をされているさまざまな立場の方々が、是非とも、これを機会に、この民意に寄り添った対応で、国が考え方を改めて、問題が解決されるものだと、なってほしいという思いで私も投票に取り組みました。町長、それなりに事務執行はありましたけれども、町長もさまざまな思いで票を投じたとは私は理解しています。どのような気持ちで投票に臨まれたか、教えていただければ幸いです。お願いします。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。県民投票に向けての考え方と申しますか、どのように投票したかというのは申し上げられませんけれども、当時の私の気持ちといたしましては、やはり去る大戦は、日本国内でも唯一地上戦が行われたのが沖縄県でございます。そういうのは、私はまた青年の時分からいろいろと話を聞いておまして、それからまた、私の母親は、戦争当時は南部の自然ごうの中を逃げ回ったという経験者でございまして、中学ぐらいのときから、よくそういった話を聞かされております。父親は兵役についておりますので、復員した後、我々が物を思うときから、一切戦争の話はしませんでした。しかしながら、それとはまた丸反対で、本当に語り部のごとく、母親はそういった話をしてまいりました。そういう経緯があるものですから、この県民投票にもそういった思いで投票に行ったのを思い出しました。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 質問しているのは、私たち政治がどう答えていくか、また町長を初め、行政機関や私たち議会の意思というのは、その町民の選択、そこにも大きく影響する、そういう趣旨で申し上げております。町長は、繰り返し、その民意は反映されるべきだと答弁されています。町長自身も、何かしらの方法で、是非とも南風原町の民意についても何か語りかける、行動する、そういったことが求められるのではないかと。もちろん私たち議会議員も、当然そのような責務があると考えております。どうお考えでしょうか。お答えいただければありがたいと思います。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 仁士議員がご質問なさるとおり、民意は反映されるべきだということをご答弁いたしております。今でもそう思っております。しかし、町民の皆さんに何らかの意思表示をとることがございますけれども、私は私なりに、例えば、5・15の行進のときとか、歓迎のときに、そういう気持ちでもってお話しも挨拶もしておりますし、そのあたりはご理解いただきたいと思っております。ただ、一市町村で特別にこの時間を設けたり、機会を設けて、町長のそういう話をするというのは、なかなか機会をつくりにくくて、それよりも、私の場合は、先ほど仁士議員からご質問をいただいた財政の問題とか、あるいはまた待機児童の問題、これから保育園をどのぐらいつくらないといけないのかとか、そういうより身近な課題がありまして、そのことが頭の中でいっぱいございまして、なかなか県民投票に関する事柄を、町民の皆さんに説明する、それを、特別に機会を設けてというところまでは、まだいっていないということ、まずご理解いただきたいと思っております。2期、3期続けて、そういうものもできるぐらいの時間的な余裕が出てきたら、また改めてそういうお話も、相談もさせていただければと思いますけれども、現段階では、目の前の課題、それに対応するので精いっぱいということをご理解いただきたいということでございます。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今の答弁の内容も2点目に移っておりますけれども、町長、今お答えいただいていることも非常にいい機会だと私は思っています。町長は以前、町村会だったり、全県的な動きがあれば参加したいと答弁されています。しかしながら、結果としては、私たち議員と違って、町長には莫大な公務があります。そういったことで理解もできますけれども、公務、政務、そしてさまざまな政治活動を行う政治家として、町民には町長のことを示していただきたいと思っております。その中で例えますと、前町長においては、島ぐるみ会議南風

原の共同代表として名前を連ねていらっしゃいました。2015年8月1日の設立総会では挨拶もされております。現赤嶺町長にも、引き続き共同代表への打診があったと私は聞いています。町長は何度も建白書の堅持を表明されていますけれども、せめて運動に名前だけでも連ね、町民と共に歩むことも必要だと私は考えますが、いかがお考えでしょうか。お答えいただければ幸いです。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。確かに、県民会議と申しますか、町民ぐるみのこの会の皆様方から要請がございました。その時点ではまだ就任間もないということもございまして、考えさせてくださいということで、時間がたってしまって、それから正式に現段階では、お受けできませんということを連絡した経緯がございます。私も、この県民投票の件も含めまして、先ほど来、議員がご質問なさるように、民意を尊重すると。それに寄り添うというお話も答弁もしてはいるのですが、申しますのは、2013年ですか、建白書に関する東京行動ですね。あれを見ておりまして、非常に感動したのを覚えております。ああいう形で、それを各市町村が、41市町村がそれぞれの市町村でそういったものを結成して、町民大会、市民大会を立ち上げて、それを網羅して、構築して行って、東京大行動に移ったと私は認識しているのですが、そういうことであれば、やはりこれは県民投票の趣旨にも沿いますし、町民と一緒に、南風原町を代表して一緒に行動すると。それは十分考えないといけないだろうということは、従来からそういった思いでございまして。是非、全県的な行動が発生することを願っているということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この2・24から1年以上がたって、県民、新基地について反対の方も、賛成の方も、さまざまな立場で疲弊していつている。是非とも県民同士の争いや、そして主張の違い、何とか早く解決してほしい。そういった思いで、この南風原町においても毎週街頭に立ち、毎週ゲート前に行く、そういった方々がいらっしゃいます。私も全てに参加できているわけではありませんけれども、やはり行政のトップである首長、そして私たち議員もその行政、実務の実行だけでなく、そういった政治的な判断、町民の思いに寄り添う、そういった立場が求められているという観点から、この質問を取り上げました。きょうは、町長の思いも聞く機会をいただきまして、改めて感謝を申し上げますが、やはり、日本政府と沖縄の問題、さまざまな課題、足元から一歩ずつ解決していけるように、地道に活動している人たちとともに、これからも頑張っていきたいということとあわせて、町長にもできるご協力があれば賜りたいと思います。そのように申し上げて、一般質問を終わりたいと思います。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後2時26分）

再開（午後2時36分）

○議長 知念富信君 再開します。

通告書のとおり順次発言を許します。5番 金城憲治議員。